



地域福祉通信

新型コロナウイルス感染症情報

5月8日から

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変わります

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に位置づけられます。これに伴い、これまで公費負担により無償であった検査費や医療費が自己負担になるなど、新型コロナウイルス感染症への対応が変わります。

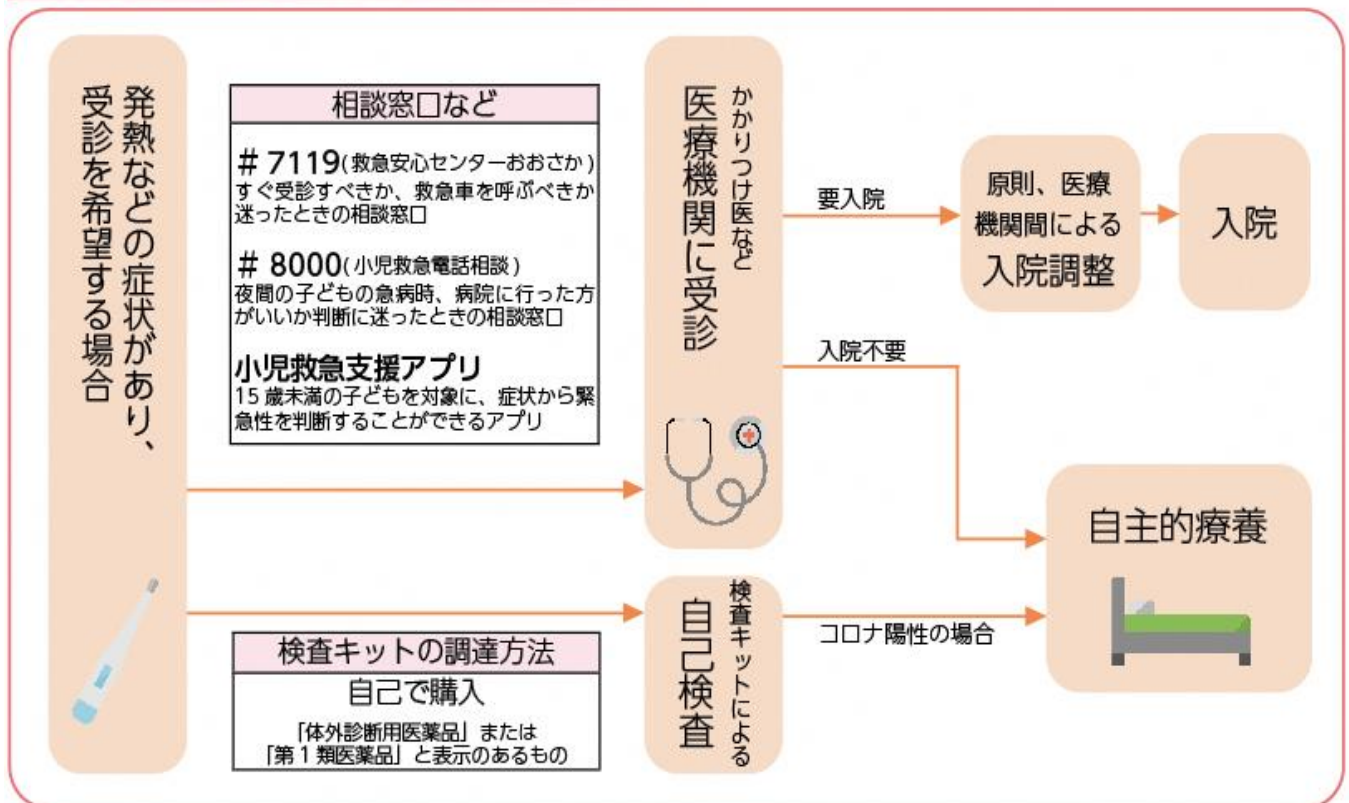
最新の情報は市ホームページ（右記QR）にてご確認ください。

市ホームページは
こちらからご覧ください→



【お問い合わせ】保健福祉課 電話：06-6383-1386

5月8日からの外来受診・療養の流れ



5月8日以降、発熱などの症状があり、受診を希望する場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関へ相談・受診してください。受診可能な医療機関は、「外来対応医療機関」として、今後大阪府ホームページで公開予定です。

食のお役立ち情報

毎月19日は

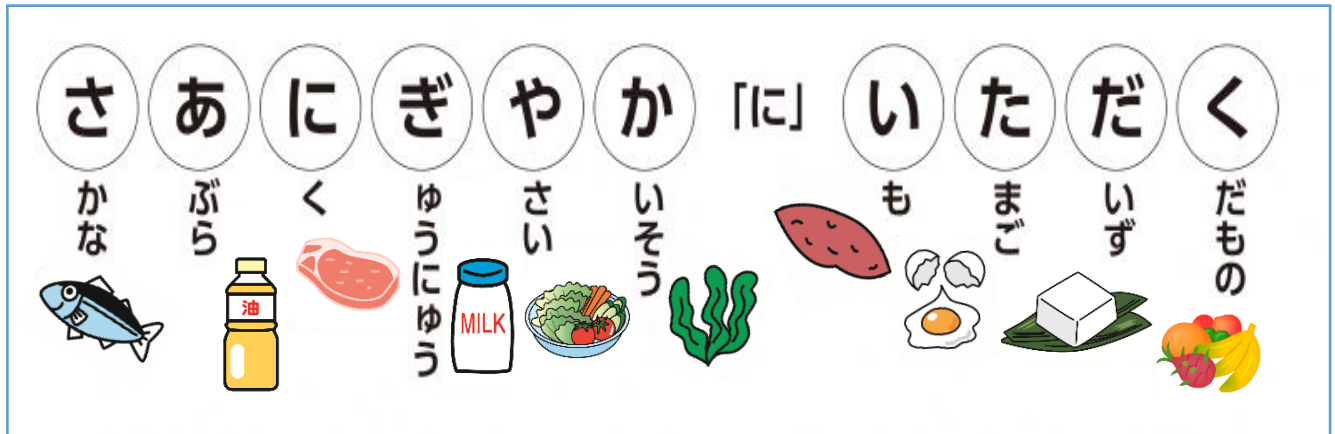


「さあにぎやかにいただく」

～おいしく食べて健康に暮らしましょう！～

フレイルを予防するために、いろいろな食品を食べることが推奨されています。

さ(魚)・あ(油)・に(肉)・ぎ(牛乳)・や(野菜)・か(海藻)・に・い(芋)・た(卵)・だ(大豆)・く(果物)の10の食品群から、毎日7品目以上摂取しましょう。



「さあにぎやかにいただく」は、東京都健康長寿医療センター研究所が開発した食品摂取多様性スコアを構成する10の食品群の頭文字をとったもので、ロコモチャレンジ！推進協議会が考案したものです。

歯科検診を受けましょう



40歳以上の方は、令和5年5月1日～令和6年3月31日の間に1回、市内受託歯科医療機関でワンコイン（500円）または無料で受けられます。

自費で受ける場合は約6千円かかる歯科健診です。しばらく歯科健診を受けていない方は、ぜひこの期間に受けましょう。

《成人歯科健診》

40歳～74歳の市民

※生活保護受給者は年齢上限なし

費用：500円

※令和5年4月1日時点で40～70歳の間で5歳ごとの節目年齢の方は無料。対象者には5月上旬頃に勧奨ハガキを送付。生活保護受給者、中国残留邦人支援受給者は事前申請要。詳細は右のQRコードから市HPでご確認ください。

【お問い合わせ】

保健福祉課 電話：06-6383-1386



《後期高齢者歯科健診》

対象は大阪府後期高齢者医療制度加入者
費用は無料です。

【お問い合わせ】

国保年金課 電話：06-6383-1555

みんないきいき よい歯の健康展

6月4日(日) 午前10時～午後3時

保健センターで歯と口の健診・相談、歯みがき指導が無料で受けられます。

トワイライトエクササイズ講座

◆木曜しっかり運動！脂肪燃焼コース

5月18日～10月5日
サーキットトレーニングなど

◆金曜体幹トレーニングコースA

5月19日～10月6日
ピラティスなど

◆金曜運動いろいろチャレンジコースB

5月26日～10月13日
有酸素運動など

いずれも計10回、午後7時～8時15分

対象：40～64歳（定員：25名）

費用：4千円

場所：保健センター

【お申し込み・お問い合わせ】

保健センター 電話：06-6381-1710

ミンジー子ども映画会

「映画かいけつゾロリ

ラララ♪スターたんじょう」

5月27日（土）

① 午前10時～

② 午後1時～

※各回先着400名



場所 市民文化ホール

対象 中学生以下と保護者

主催 摂津市民生児童委員協議会

【お問い合わせ】

保健福祉課 電話：06-6383-1386

世界禁煙デーをご存知ですか？

5月31日は世界禁煙デーです。市では「摂津市健康づくり推進条例」に基づき、市内3か所に路上等の屋外共用スペースでの喫煙行為を禁止する地区の指定など、望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを進めています。

近年、加熱式たばこや電子たばこといった新型たばこが急速に広がっています。これらの新型たばこによる健康リスクについてはまだ、データが不十分であり、現時点では明らかになってはいませんが、健康被害を起こす恐れは否定できないと言われています。

世界禁煙デーのこの機会に禁煙にチャレンジしませんか。



【お問い合わせ】

保健福祉課 電話：06-6383-1386

ほほえみコール（電話訪問）

ひとり暮らしの高齢者などの希望者を対象に電話訪問を行っています。

電話の内容は、健康の話、趣味の話、日常の悩み・楽しみなど何でも結構です。

相談員と楽しくお話ししませんか？

お申込みお待ちしております。

ほほえみコールとは？

- ◎ 相談員が電話訪問希望者のご自宅にお電話をさせていただきます。
- ◎ 料金は無料です。
- ◎ 電話で知り得た情報は、一切外部にはもらしません（守秘義務）。

日時

毎月第2・4水曜日 午前10時～

【お申し込み・お問い合わせ】

社会福祉協議会 電話：06-6383-1577

5月は「民生委員・児童委員」の強化月間です

5月12日は、「民生委員・児童委員」の活動を地域の方に知ってもらうため、全国民生委員児童委員連合会が定めた「民生委員・児童委員の日」です。

民生児童委員とは？

厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員で、無報酬で活動しています。民生委員制度は創設から100年を超える歴史を持ち、市内では100人以上の民生児童委員が活躍しています。

活動内容

◎身近な相談役として

地域住民の立場に立って、住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じます。そして、その課題が解決できるよう、行政や関係機関への「つなぎ役」になります。

◎地域の見守り役として

定期的な訪問等を通じて、高齢者や障害者世帯、子どもたちの見守りを行っています。

◎各校区の取り組み

それぞれの中学校区で学校行事やイベントへの参加など、地域の皆さんとの交流を積極的に行っています。

活動の例

- ①小学校で絵本の読み聞かせ
- ②児童センターで餅つき
- ③小学校で昔遊び
- ④高齢者と小学生の世代間交流
- ⑤福祉施設利用者との交流
- ⑥登下校の見守り



◎話し好きな人はぜひ一緒に

委員になるのに専門知識は不要です。

人と話したり人の輪に入っていくのが好きな方、自分が暮らす地域に貢献したい、人の役に立ちたいと感じている方に民生児童委員の仕事はとても向いています。あなたの育児やお仕事での経験を、地域のために活かしませんか。興味のある方はぜひお問い合わせください。

◎民生児童委員へのご相談は

暮らしのこと、子どものことなど、困りごとがあれば地域の民生児童委員にお気軽にご相談ください。

お住まいの地域の担当民生児童委員は保健福祉課にご確認ください。

【お問い合わせ】 保健福祉課 電話：06-6383-1386